

(案)

令和5年8月〇日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会決定

地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会運営規定

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会共同設置規約（令和5年常滑市告示第32号、令和5年半田市告示第87号）（以下「共同設置規約」という。）第17条の規定に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(書面による審議)

第5条 委員長は、やむを得ない理由により、共同設置規約第7条の会議を開くことが困難であると認める場合には、議事に係る書面（電磁的記録によるものを含む。）を委員及び当該議事に関係のある臨時委員（次項において「臨時委員」という。）に送付することにより、委員会の議事について意見を求めることができる。

2 前項の場合において、委員及び臨時委員の過半数から委員長に対し、意見の提出があったときは、委員会の議事は、意見を提出したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、常滑市役所福祉部健康推進課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月9日から施行する。

(庶務に関する経過措置)

2 この規約の施行の日から令和7年3月31日までの期間（以下「経過措置期間」という。）中の庶務については、第7条の規定にかかわらず、常滑市民病院事務局管理課とする。